

第六商工稅之法

3393



114
A2629

第六百五十二年五月廿八日定ノタル商工税ノ法

千八百五十六年七月一日ノ定

天正十一年四月
限侯爵邸寄贈

ノ法第七十條ニ隨テ之ヲ改正シ更ニ朕參議ノ説ヲ許容シ又上下議院同意ノ上ニ於テ此税法ヲ決定スルヲ左ノ如シ

第一章

商工税ノ大體並積リ方ノ事

第一條

商工ノ税ハ渾テ其業ヲ營ムモノヨリ之ヲ收ムヘシ此ノ業ハ住居シテ營ム歟或ハ專

ラニ營ム歟或ハ自己ニテ營ム歟或ハ免許
或ハ株ヲ以テ營ム歟或ハ「フアル」ス國ニ於
テ專賣ノ特許ヲ受ケテ營ム歟或ハ自由ニ
營ムモノ等渾テ高賣ノ為メニスルモノヲ
云フナリ
高賣ノ為メ歟否サル歟ハ其時實際ノ形況
ニ隨テ之ヲ鑑定スヘシ尤手傳ヲ使役シ或
ハ店ヲ開キ或ハ公告シテ之ヲ營ムハ渾
テ高賣ト見做スヘシ

第二條

税ハ渾テ其業ヲ營ム所ニ於テ之ヲ收ムヘ
シ

行賣ハ^{出稼類}其宅^{住居所}ニ於テ之ヲ收ムヘシ

第三條

高工ノ税ハ直ニ政府工收マル税ニシテ之
ヲ二種ニ分ツ其一ハ興業ノ定規金其二ハ營
業ノ經費金ヨリ收ムルモノナリ

其一ハ高賣ノ盛衰ニ関セサル定税ナリ其
二ハ高賣ノ盛衰ニ隨^{期限毎}増減スル税ナリ

第四條

此ノ商工ノ税ノ調ヘハ左ノ憑據ヲ以テ之ヲ積ルヘシ

イ 營業ノ為メ使役スル手傳人或ハ職人ノ数ヲ調ブヘシ

ロ 營業ノ為メ現ニ使用スル器械并其所用品ノ数ト種類トヲ調ブヘシ

ハ 麥酒或ハ焼酎ヲ釀造スル所ハ其所産ノ高ヲ調ブヘシ

營業ノ一表面ニ於テ顯然スル憑據ナキ片ハ其營業ノ大小高賣ノ盛衰

トニ隨テ其區ヲ定ムヘシ

第五條

定規金経費金ノ税ハ別紙第一階級表ニ基キテ之ヲ定ムヘシ

營業ノ大小ハ別紙第二稅則表ニ基テ之ヲ定ムヘシ此ノ表中ノ第一區ト又第二區即

チ定規金経費金ノ税ヲ積ル為メニ設クルモノナレハ此表面ニ隨テ之ヲ定ムヘシ

定規金経費金ノ税ヲ定ムルハ其業ヲ營ム場所ノ人口ニ應シテ之ヲ分ツヘシ此ノ

故ニ第一階級表ニイロハニノ段ヲ設クル
モノナリ若シ人口ニ関セスシテ之ヲ定ム
ルキハ渾テ二ノ段ニ隨テ定規金經費金ヲ
積ルヘシ

第六條

第一階級表第二稅則表ハ此ノ法ノ部分中
ノモノトスヘシ
若シ此ノ稅則表中ニ掲載セサル分ノ營業
ハ其類似ノ業ヲ以テ此ノ定規金ト經費金
トヲ積ルヘシ

第七條

第二稅則表ニ隨テ營業ノ種類ヲ調査スル
ハ實際業体ノ形況ニ因テ之ヲ定ムヘシ
其營業ノ招牌或ハ免許狀ニ記載ノ下ハ調
査ノ原因トナスト雖モ其招牌免許狀ノミ
ヲ以テ之ヲ定ムヘカラス

第八條

職人或ハ手傳人ノ數并ニ器械所用品ノ數
ハ其主人ノ届ヲ以テ調査ヲナスヘシ
此數ハ其年ヨリ前三年分ノ平均ヲ以テ届

ケ出ヘシ
平均計算ノ方ハ渾テ半以上ノ数ニ出レハ
一ノ数ニ算定スヘシ

第九條

麥酒ヲ釀造所ハ其年ヨリ前三年ノ間用ヒ
潰シタル麦芽ノ高ヲ平均シセフエ此ノ量
数ヲ以テ其經費金ヲ積ルヘシ
燒酎釀造所ハ同斷釀造ノ高ヲ平均シア
ム此ノ量数ト其質分ノ強弱トヲ以テ其經
費金ヲ積ルヘシ

第十條

若營業ノ事三年連續セサルハ其營業ノ
年月ヲ以テ之ヲ積ルヘシ

第十一條

新規營業ノモノハ其届ニ因テ手傳人并ニ
器械所用品ノ数ヲ以テ積リ麥酒釀造ノモ
ノハ其麥芽ノ高燒酎釀造ノモノハ其釀造
ノ高ヲ以テ之ヲ積ルヘシ

第十二條

工商ノ手傳人ハ男女ノ別長幼ノ差ナク渾

テ相當ノ職分アルモノト見做シ又其給金
ノ有無及ヒ高ノ多少ニ拘ラザルヘシ凡ソ
藥店ノ手代人後見人或ハ工高ノ職人弟子
店ノ手代人行商ノ手代人店ノ番頭僮婢或
ハ計筭掛リ書記掛リ頭取人或ハ割烹店給
使ノ男女料理番僮婢等ノ類ヲ云フナリ職
人其專ナル本業ナキモノハ右積リノ外タ
ルヘシ此ノ經費金ハ職業ノ事柄ニ拘ハラ
ス渾テ第一階級表之第一區ニ入ルヘシ

第十三條

ホ印ノ部ニ入ルヘキ製造所ノ積リハ前條
ニ記載シタル本職人ト附属職人ト更ニ別
アルナシ
此經費金ハ渾テ職人ト手代人トノ別ナク
第一階級表ニ隨テ之ヲ積ルヘシ

第十四條

職人其戸主トナリテ工業ノ稅ヲ收ムルコ
アレハ製造所ニ於テ永久或ハ一時ノ業ヲ
營ムト雖モ此積リニ入ルヘカラス
製造所ノ持主ニ於テ品物ヲ製造スル為メ

其戸主トナル職人ヲ多人数使役スルハ
此ノ製造所ノ積リニ如ヘス之ヲ巨商三百
番ノ部ニ入レテ其経費金ヲ積ルヘシ

第十五條

妻室其手傳ヲ為スキ或ハ稚丁二年以下ノ
勤メハ積リニ入ルヘカラス尤稚丁ハ二年
ヨリ之ヲ二種ニ分ツヘシ

イ 工業ノ勤メラナスモノハ附屬ノ職
人トシテ第一階級表ノ第一區ニ入
ルヘシ 即チ十二條ノ二件ニアリ

ロ 商業或ハ旅籠屋及ヒ酒店ハ第二稅
則表ニ隨テ手代ノ半稅トスヘシ

第十六條

高工業ノ戸主已レ其支配ヲナサス頭取人
ヲ以テ之ヲ營ムキハ手代人ノ部ニ積ルヘ
カラス

第十七條

借り主ハ持主同様ニ見做シ其貸シ主ヲ以
テ稅ヲ收ムルノ責ニ任ス

第十八條

一人ニテ各種ノ業ヲ營ムモノハ之ヲ區分
シテ積リヲナスヘシ尤其製造品ノ種類ニ
ヨリ之ヲ區別スルヲ能ハサル片或ハ本業
ノ為メニ其附屬品ヲ製造スル等ノ異業ア
ルニ於テハ此ノ定規金ト經費金ハ各種ノ
内稅ノ多キヲ以テ之ヲ積ルヘシ

一ノ店ニ於テ各種ノ品物ヲ販賣スルモノ
稅則ニ基テ之ヲ販賣スルノ定メナキ片ハ
其品物ヲ集メテ積リヲナスニアラス其品
物ノ内最モ高稅ナルモノヲ以テ之ヲ積ル

ヘシ若シ高稅ノ品物定マラサル片ハ此ノ
業中上等ノ段ニ定ムヘシ

第十九條

工業ヲ營ムモノ製造所ニ於テ已レ製造ノ
品物ヲ販賣セシ為メ開店シ而シテ其土地
ニ限リ之ヲ販賣スル片ハ別ニ店ノ稅ヲ要
セスト雖モ其店ニ於テ已レ製造品ノ外他
人製造ノ物ヲ販賣スル片ハ其本稅ノ外ニ
商業ノ稅ヲ収ムヘシ之レハ其品物ノ種類
ト數トニ隨テ商業稅四分ノ一ヨリ四迄ヲ

以テ之ヲ積ルヘシ是レハ一定ノ若シ巴レノ製造
品他ノ場所ニ於テ開店シ之ヲ販賣スルモ
ハ同斷タルヘシ

第二十條

會社ヲ結ビ業ヲ營ムモ其法律上ニ於テ
會社ノ名代人タルモノヨリ即チ會社ノ一
頭取其外
度ニ稅ヲ收ムヘシ此ノ社中ノモノ其業ノ
外異業ノヲニ關係ナキモハ無稅トス

第二十一條

高工ノ業專ラニ營ムモノ或ハ住居シテ營
ムモノ或ハ千八百二十五年九月十一日ノ
法ニ因リ免許ヲ受ケテ營ムモノ其都合ヲ
以テ全ク廢業スルニアラスシテ一時休業
スルモノハ休業ノ稅ヲ取立ヘシ此ノ稅ハ
其營業ノ形況ニ因リ第二稅則表ニ隨テ第
一區ヨリ八區迄ニ之ヲ積リ入ルヘシ若シ
定規金其一區ニ入ルモノナラハ其稅ノ半
數トス

營業ノ種類ニ因リ第二稅則表ニ於テ定規
金ノ積リナケレハ休業ノ稅ヲ取立ヘカラ

ス

第二十二條

商工ノ業政府ニ於テ之ヲ為ストキハ此ノ積リニ入ルヘカラス

耕作殖木、漁獵、鑛山ノ業ヲ営ムモノハ商工ノ業中ニ入ラス而シテ其產物小賣ヲナスモノモ又ノ積ニ入ルヘカラス

第二十三條

「^レバ^イエ^ル」^レ國籍外ノモノ會社其外我國ニ於テ商工ノ業ヲ営ムモノハ渾テ稅ヲ出ス

ヘシ

「^レバ^イエ^ル」^レ國ノ人民外國ニ於テ商工ノ業ヲ営ムモノハ我國ニ稅ヲ収ムルニ及ハサルヘシ

第二十四條

外國人小間物ノ商人或ハ牛馬ノ商人或ハ產物ノ商人或ハ職人其他ノ商工人時々我國ニ來着シテ其職業ヲナスモノ、稅我國ノ人民又其外國ニ至リテ同斷營業スル片其外國ニ於テ稅ヲ出スヲア^レハ我國ニ於

テモ同様之ヲ取立ヘシ若シ税ヲ出サ、ル
クハ又隨テ之ヲ取立サルヘシ而シテ税ノ
高ハ渾テ其外國ニ於テ取立タル割合ヲ以
テ之ヲ取立ルモノナリ

第二十五條

税ノ平准ヲ得ル為ニ此ノ調役人ニハ格
別ノ權利ヲ委任スヘシ其權利ハ尤ノ通り
イ 土地ノ習風ニ因テ品物需要ノ多少
ト運送ノ難易トヲ計リ而シテ某ノ
税格外ノ高税ト鑑定スルクハ大蔵

省ニ於テ定規金經費金 税ヲ減スヘシ此減
シ方ハ第一階級表ニ定マリタル税ノ四分
ノ一ヨリ多クスヘカラス

同地同業ノモノ同断ノ分モ此ノ例ヲ以テ税ヲ減スヘシ
高工ノ本業トスヘキモノナク或ハ耕作或ハ日傭
其他ノ職業ヲ兼營シ而シテ手傳人ナキク或
雜職ヲ營ムモノ格別ノ因故アレハ
定規金ノ税ヲ半數トスルヲアルヘシ

即チ老人其他強
壯ナラサルモノヲ云

同断ノモノ他人ノ給料ヲ以シ其進入支品物ヲ製造ス
ル定規金經費金ノ税階級表ニ年高トナスアルヘシ

口 第十八條ノ定ニ因リ其本業ニ就テ
異業ノモノヲ製造スル為ノ其本業
格別ニ繁盛スヘク定見アルニ於テ
ハ本税ノ外他ノ異業税ノ四分一ヨ
リ四迄ヲ増加シテ此ノ定規金ノ税
ト一同之ヲ定ムルヲアルヘシ
同断ノ記ヲ以第十八條二件ノ通り
種々ノ品物ヲ販賣スル其異業ノ
為ニ本業格別ニ繁盛スル其本
税ノ外異業ノ税階級表ニ隨テ其高

ノ四分ノ一ヨリ四迄ヲ増加スル
アルヘシ

ハ 第二税則表三百四十三區ヨリ五百
八區迄ニ記載シタル小賣リ店ニ於
テ其品物時限ヲ定メ或ハ一時多分
ニ販賣スルカ或ハ他ノ商人工販賣
スル為ノ小賣店繁盛シ而シテ此ノ
税則表中五百八區ヨリ以上ニ及
テハ巨商ノ部ニ入レ二百三十六區
ノ内ニ入ルヲアルヘシ

二 商ノ業人口ノ少キニ於テ之ヲ
營ムト雖モ其最寄ノ多キ市街ヲ
リテ販賣ノ都合十分ナルモハ第二
階級表中其人口ニ相當スヘク段ノ
上段ニ入ルヲアルヘシ

第二章

税ノ積リ方ノ事

イ 税ノ目錄ヲ製スル事

第二十六條

渾テ税ヲ収ムル主人或ハ其法律上ノ名代

人工官ヨリ尋問ノ成ハ左ノ箇條ニ隨ヒ書
面或ハ口演ヲ以テ町村役人工届出ヘシ即
チ

イ 是迄營ムモノハ何業カ将来ハ何ノ
業ヲ營ム欵ノヲ

ロ 職人ヲ使役スルカ其職人ノ數何人
欵何々ノ職分カ或ハ所有品此ノ年
ヨリ前三年ノ間ニ何程使用シタル
欵ノヲ

ハ 店ニ所有スルカ其店ノ數ハ何ヶ所

カ場所ハ何レノ地カ感ハ其店ニ於
テ已レノ製造品而也其販賣スルカ
他ノモノヲ販賣スルカノ

ニ 此ノ外税ヲ定ムル為ノ必用ノ了
レハ其旨ヲ届出ハシ

ホ 麦酒醸造所ハ其年ヨリ前三年ノ間
用潰シタル麦芽ノ平均高之ヲセフ
エルニ積リテ其量數ヲ届出ヘシ燒
酎ハ其年ヨリ前三年ノ醸造平均高
アイノルニ積リテ其^石數ヲ届出ヘ

シ此ノ外經費金ヲ積ル為ノ荒物ノ
ノ數必用ノ了アレハ税則表ノ規則
ニ隨テ明細ニ之ヲ届出ヘシ

一 新規ノ營業ノモノハ渾テ右ノ定メ
ニ隨テ其營業ノ方法ヲ届出ヘシ

第二十七條

若シ此ノ届ケヲ情ルモノハ催促人ヲ以テ
此ノ債ハ情タルモノ之ヲ督責シテ此ノ法
ノ第三十四條ノ末件并ニ第四十三條ノ規
則ヲ承認セシムヘシ

第二十八條

渾テノ届ハ一區ノ町村役人ヨリ其代官エ
出シ代官ニ於テ仮ニ之ヲ調ヘ又其必用
ナルコノ吟味ヲ為シ即チ通テ四十而シテ此
ノ届ハ税ノ區ニ分チ或ハ其職業ノ區ニ隨
テ目錄ヲ認ムヘシ

第二十九條

目錄認ノ濟ノ上ハ調ヘ役集會シテ其支配
中ノ届ヨ調査スヘシ此ノ調ヘ方廣袤ノ市
街ハ従来ノ區ニ隨テ之ヲ分チ或ハ區畫一

定セサル場所ハ其區畫ヲ定メ或ハ都合ニ
ヨリ職業ノ區ニ分チ或ハ町村社中ノ區ニ
分テ調ヘヨナスヘシ

右調役ノ人々ハ左ノ如ク定ム

イ 内務省ヨリ縣ノ内政官ノモ一人

ヲ撰ヒ都ニシテハ練熟ノマ

キストラト町一人ヲ撰擧スヘシ

ロ 代官ノ役人或ハ大蔵省ヨリ命スル

名代スナリ

ハ 調役五人四人ハ其代官支配中永住

ノモヨ第三十條ノ規則ニ隨テ之
ヲ撰擧シ一人ハ所ノ名主ヨリ勤
シム名主若シ事故マルキハ其村中
ノ委任人ヲ出スヘシ町ハ其町區ノ
全權人ヨリ勤ム之レ又事故アルキ
ハ町役所ヨリ其土地練熟ノ名代人
ヲ撰擧スヘシ

ニ 代官ヨリ記録掛リ一人ヲ出スヘシ

第三十條

此ノ撰擧ノ方法一等二等ノ町ハ其町ノマ

ギスタラトト町役及ヒ全權人トヲ呼ヒ出
シ三等ノ町或ハ宿ナラハ同斷一人宛ヲ呼
出シ村ハ其名主或ハ全權人ヲ呼ヒ出シテ
之ヲ撰擧スヘシ「アールス」國ニ於テハ町
村評議官ヨリ一町村千人ニ付テ一人宛ヲ
撰擧シ人員少キ所ト雖モ同斷一人宛ヲ撰
擧スヘシ此ノ撰擧方取締ノ為メ縣ノ内政
官ヨリ委任人一人ヲ出ス此ノ撰ヒ人総員
ノ内ヨリ同意ノ多キヲ以テ千人ヲ撰ヒ又
其内ヨリ四人ヲ撰擧スヘシ而シテ其名代

人ノ順ヲ定ムルモノナリ
此ノ撰擧人ノ内年長ノモノヲ以テ取締方
ヲナスヘシ

此ノ撰擧ニ當ルヘク人ハ商工練熟ノモノ
ヲ見立而シテ又其支配中各種ノ營業人成
ノ丈連集スヘク様之ヲ撰擧スヘシ

第三十一條

此調役人ハ篤實ノモノニシテ其支配中往
居ノモノニアラサレハ撰擧スヘカラス又
其支配中一等二等ノ町村アルハ少クト

モ十二人ヲ出シテ其内ヨリ三人ヲ撰擧ス
ベシ

第三十二條

渾テ調役人或ハ名代人ニ撰擧セラレタル
モノハ十分ノ事故アルニ非レハ辭職スル
ヲ得ス此ノ辭職ノ内務省ニ於テ調査
ノ上其事故至當ナルハ之ヲ許容シテ其
筋ノ名代人ヲ擧クヘシ若シ事故ナクシテ
之ヲ許容セサルモノ其招呼ニ不應シテ吟
味ノ席ニ出サルハ又其名代人ヲ擧ト雖

氏之レカ為ニ生スル費用ニ當人ヨリ之
レヲ償フヘシ此ノ外二十五ケルテシヨリ
五十ケルテシ迄ノ科料ヲ取立テ其土地窮
民救恤ノ用ニ供スヘシ
撰擧人或ハ名代人故トクシテ吟味ノ席ニ
出サレモノモ同斷タリ
此ノ科料ノ處分ハ代官ノ權ニシテ之ヲ申
渡スハ調役人ノ權ニアルヘシ

第三十三條

渾テ調役社中ノモノハ勤務ヲ奉スル前ニ

於テ縣ノ内政官ヨリ左ノ誓詞ヲナサシム
ヘシ

私儀高工税調役社中ニテ此度届ノ調ヘ方
ハ知覺ノ限リ正心ヲ盡シ之ヲ神祇ニ祈リ
又神教ノ言ヲ遵奉シテ職ヲ勤ムルモノナ

リ若シ耶蘇教ニ入ラサルモノハ
誓詞ハ神教ノ文字ヲ省クヘシ

第三十四條

調役人ハ代官ノ達シヲ以テ其役所ニ集會
スヘシ

此時代官ノ官吏税ノ目錄ヲ添ヘ渾テノ届

書ヲ出シ調役人之ヲ點檢シ疑シキヲ十
キ片ハ其因故ヲ此ノ目錄ニ記載シ若シ疑
シキヲアレハ當人ヲ呼出シテ吟味ヲ為ス
ヘシ

第二十七條ノ通り其當人ニ督責スト雖
尚届出テサル片ハ當人ニ照會スルヲテ
直ニ調役人ニ於テ其稅額ヲ定メ而シテ第
四十三條ノ通り之ヲ罰スヘシ

第三十五條

調役人ハ此ノ高工稅ヲ定ムル為メ其憑據

トナルヘキ實際業上ノヲ或ハ之ヲ営ムニ
付キタル一切ノヲ決談スヘシ即チ

イ 業ハ如何ニテ営ムカ或ハ高賣ノ為

メカヲ定ムルヲ第一條
通り

ロ 稅則表ニ照合シテ其業体疑シキ片

ハ之ヲ定ムルヲ第七條
通り

ハ 稅則表ニ定規金ノ定メナケレハ其

定規金ヲ定ムルヲ第六條
通り

ニ 諸手傳人ノ數或ハ營業ノ事柄ニ隨

テ幾人ノ職人ヲ使役スルカノヲ

定ノ而シテ其使役スル職人ノ内幾人ヲ本職トシ幾人ヲ附属職トスル

カヲ定ムルノ第ハ條第十ニ條ノ通り

ホ 器械或所有品ノ種類ト其數トヲ定

ムルノ第ハ條ノ通り

ヘ 麦酒釀造ハ年々用潰シタル麦芽

ノ高ヲ定ムルノ第九條ノ通り若麦芽ノ税

別ニ収ムルノ第九條ノ通りハ証拠トシテ其

請取証ヲ出スヘシ

ト 焼酎釀造ハ年々釀造シタルアイソ

ルノ石酏量ヲ定ムルノ第九條ノ通り

チ 一人ニテ數業ヲ兼營スルノ第十

ハ條一件ノ通り税ヲ定ムヘキモノ

カ否ラサルトキハ其内何ノ品物ヲ

以テ税ヲ定ムヘキカヲ定ムル

リ 種々ノ品物ヲ販賣スルノ第十ハ其内何

ノ品物ヲ以テ税ヲ取ルヘクカヲ定

ムルノ第十條ノ通り

又 開店シテ已レ製造ノ品物而已ヲ販

賣スルカ或ハ他人製造ノ品物ヲ販

賣スル片ハ第十九條ニ隨テ相當ニ
税ヲ定ムルヲ

此外營業ノ表面顯然スル証拠ナ
クシテ經費金定メ難キ片ハ其營業
ノ形況ニ隨テ第一階級表何區ニ入
ルヘキヲ定ムルニ

第四條ホ
件ノ通り

第二十五條ノ規則ニ隨ヒ調役人ニ於テイ
ロハニ印ニ掲載シタル通り減税増税ノ事
故アルヤ否ハ之ヲ定ムルノ權アルヘシ

第三十六條

調役人ノ決談ハ同意ノ多キヲ以テ定ムル

五人ノ調役評議ノ片若異見ノ一二説ヨリ
多キ片ハ其異見中同意ノ多キ分ト少キ分
トヲ合セ尚同意ノ數不足スル片ハ他ノ異
見ノ少キ分ヲ合セ而シテ全ク同意ノモノ
多クナルニ及ンテ後之ヲ決スヘシ

第三十七條

調役人評議ノ片ハ縣ノ内政官ヨリ此ノ取
締方ヲナスヘシ

此ノ取締人ハ届リ疑シキモノヲ呼出シ調
役人之レニ立會シテ吟味ヲナスヘシ若シ
當人其名呼ニ應セサルハ后証ハ為ノニ
此旨ヲ記録スヘシ
決談ヲナス片自己ノ事ニ關係アルモノハ
此ノ席ヲ退クヘシ其關係ノ人退席ノ後ハ
頭取人之レニ代テ吟味ヲナスヘシ

第三十八條

格別ノ重事或ハ疑事アルハ調役人ニ於
テ其土地商工練熟人ノモノ二人ヲ呼ヒ出
シテ顧問ノ用ニ供スヘク權アリ此ノ二人
ハ評議スルヲ得サレハ調役人決談ノ片
ニ至テ必ス退席スヘシ

第三十九條

調役人集會ノ上評議ノ片ハ代官ノ後人或
ハスターツアソロルト其席ニ臨ニテ政
府ノ名代ヲ勤ムヘシ此ノ時ハ國法ノ施行
方ヲ得ト注意シテ届ノ差違アルヤ否ヲ調
査シ其當不當ノヲ定メ而シテ政府ノ都
合ト思考スルヲアラハ其旨ヲ申告スヘシ

此名代人ハ調役人決談ノ前ニ於テ自己ノ
意見ヲ申告スル權アリト雖モ之ヲ評議ス
ル權ナシ

第四十條

代官或ハ名代人ニ於テ營業ノ大小照查ノ
為メ此ノ原因トナルヘキモノヲ需要スル
ルキハ其時限ニ拘ハラズ政府并ニ町村役所
及ヒ高工社中ノ記録ヲ點檢シ或ハ之ヲ模
寫シ或ハ委任人ヲ以テ其支配中營業ノ場
所ヲ檢査スルノ權アリ營業人ハ又檢査ヲ

受ルノ權アルヘシ

第四十一條

調役人評議ノヲ摘録シテ掛リ人ノ姓名ヲ記載スヘシ

第四十二條

調役人此ノ規則ニ隨テ渾テノ届調ヘ清ニ決談ノ上ハ代官
ニ於テ税高ヲ算定シテ税ノ目錄ニ記載スヘシ

此ノ目錄布告ノ後十四日間代官所ニ於テ税ヲ収ム
ルモノ、見聞ノ用ニ供スヘシ

若シ税ノ為メニ詐願スルモノアレハ第四十八條ヨリ第五
十條迄ノ規則ニ隨テ之ヲ處分スヘシ

第五十二條 通リ許願ノ期限過去ル後ハ
税ノ目錄ヲ完結シテ大蔵省エ上達シ同省
ニ於テ精算ノ上取方ノ順序ヲナスヘシ
ル

罰シ方ノ事

第四十三條

指責ノ上尚ホ届ヲ出サスシテ第三十四條
ニ件ノ通リ其税額ヲ定メタル後ハ其營業
ノ大小ニ隨ヒ科料トシテ税ノ外一ダ
ルニヨリ五十ダルトシテ取立ツヘシ

第四十四條

經費金積リ方ノ基本トナルヘキモノヲ
十條通リ隠シ置クカ或ハ之ヲ詐欺スルヲ
リテ十分ノ申訳ナキハ税ノ外科料トシ
全ク不足シタル分ノ税五倍ヨリ十倍迄
取立ツヘシ

第四十五條

罰ノ一ハシタリツアールト人ヨリ
ヨリ其代官エ通知シ裁判ノ一ハ調役人ヨ
リ其當人エ申渡スヘシ

第四十六條

若シ詐欺シタルコト后日顯然スルハ代官ニ於テ之ヲ覺書トナシ置キ其年ノ終リニ至リ新ニ税ヲ収ムルモノ届調ヘノ為ニ調役人集會ノ片此ノ旨ヲ通達シテ調役人再ヒ吟味ヲナシ而シテ當人處罰ノコトハ第十四條ニ隨テ之ヲ決談スヘシ
若シ吟味ノ上詐欺シタルコト愈判然スルニ於テハ更ニ此ノ税額ヲ定メ而シテ全ク不足シタル分ノ税ヲ追収スヘシ

第四十七條

此ノ料料金ハ當人税ヲ収ムヘキ所ノ窮民救恤ノ用ニ供スヘシ

此ノ罰ノ行ヒ方ハ代官ニ於テ之ヲ處分ス

ハ

許願ノ事

第四十八條

此ノ法ニ掲載シタル條款ニ隨テ相違ノコトアル片ハ之ヲ許願スルコトヲ得ルヘシ

第四十九條

定規金ニ就タルヲハ九ノケ條ニ隨テ許願スヘシ

イ 第二税則表ニ掲載セサル職業ノ分

此ノ規則ニ法リテ其定規金定ラサ

ル其調役人ニ於テ之ヲ定タルモイ

ハ許願スルヲ得ルヘシ

ロ 營業ノ事其憑據ナキ其調役人ニ於

テ之ヲ定タル分ハ同斷タリ

ハ 第二十五條ハ二印ノ條件ニ隨テ定

メタル分ハ同斷タリ

經費金ニ就タルヲハ左ノケ條ニ隨テ許願

スヘシ

イ 計算相違ノヲ其代官エ申立ルト

虽氏聞届ケサル其之ヲ許願スルヲ

ヲ得ルヘシ

ロ 經費金税帳ニ定ラステ税ノ増減

アルモノ調役人ニ於テ其業体ノ形

況ニ隨ヒ之ヲ定メタルヲ或ハ税ノ

増減ヲタル分ハ許願スルヲ得ル

第五十條

罰ノトニ付テハ渾テ許願スルヲ得ルハ

第五十一條

第四十八條ヨリ第五十條迄ノトニ付テハ

税ヲ収ムルモノヨリ之ヲ許願スルヲ得

ルハシ政府ノ名代人ハ又之ヲ申告スルノ

權アリ此外國法ノ趣意ニ抵觸シケルハ

ノ定見アルキハ公然之ヲ許ルヲ得ルハ

第五十二條

許願ノ期限ハ三十日間ト定ム此ノ期限ハ

第四十二條ノ通り税ノ目錄布告ノ後代官

所へ差出シタルヲ以テ初メトシ罰ノト

申渡シヲ受ケタルヲ以テ初メトシ而シ

渾テノ許願ハ其支配ノ代官ニ出シ代官ヨ

リ關係ノ書類添テ大藏省へ上達スルハ

政府ノ名代人増税ノトヲ申告スルキハ税

ヲ収ムルモノハ照會ノ上當人ノ申シ口ヲ

大藏省
覺書ナシ其覺書ヲ添テ之ヲ申告スヘシ

第五十三條

大藏省ニ於テハ右名代人ヨリ申告シタル事ヲ評議シテ之ヲ決定スヘシ

若シ此ノ申告ノ疑シキヲアレハ商工ノ評

議官或ハ其社中或ハ其當人ニ照會スルコ

アルヘシ

第四十八條ノ如ク許願ノコト或ハ名代人申

立ノコト大藏省ニ於テ至當ト決定スルコト

再ニ調ヘノ為メ其名代人或ハ新ニ調役名

代人ノ社中エ之ヲ下付シ或ハ政府監督權

ヲ以テ之ヲ處置スルコトアルヘシ

第四十九條ノ通り定規金經費金ニ就タル

許願ノコト大藏省ニ於テ調役人定メタル高

ヲ可トスルカ或ハ調役人ノ積リヲ廢シ許

願ノ高ヲ以テ之ヲ定ムルノ權アルコト

罰ニ就キタル許願ノコト大藏省ニ於テ全ク

之ヲ免スルカ或ハ其裁判ヲ至當トスルカ

或ハ其科料ノ幾分ヲ増減スルノ權アルヘ

シ

此ノ外大藏省ニ於テ税 目録調理ノ上其
規則ニ抵觸シタル中ハ之ヲ其代官ヘ下付
シテ再ヒ調ヘテ為サシムルノ權アルヘシ

第五十四條

罰ニ就キタル許願ノ外ハ渾テ其許願ノ為
ノニ税ヲ収ムルヲ猶豫スヘカラス

ニ

税ノ取立方期限并ニ税ノ増減取扱ノ

第五十五條

許願ノ事決裁ノ後既ニ額定シノル税ノ目

録ハ三年ノ間収税ノ其本トナスヘシ

第五十六條

此ノ高工税ハ國中一般三年目毎ニ改正ス
ヘシ而シテ新税ノ調ヘ方ハ渾テ前條ノ
規則ニ隨テ之ヲ定ムルモノナリ

第五十七條

此ノ三年ノ期限中尤ノ件外ハ之ヲ改正ス
ヘカラス

イ 當人死亡ノ後世繼ノモノ相ヒ續テ
テ其業ヲ當マサル片ノ

口 當人届ノ上慶業ノ
 ハ 當人届ノ上一時ノ休業ノ
 ニ 免許其外ノ期限満テ更ニ延期ヲ要
 セサルキノ
 右死亡慶業満期ノキハ其次ノ計算期限ヨ
 リ税ヲ慶毎三月ヲ以テ休業ノキハ第二十
 條ノ通リタルヘシ此事件ハ渾テ代官ヨリ
 中立ノ上大蔵省ニ於テ之ヲ改正スルノ權
 アルヘシ

第五十八條

若シ三年ノ期限中新規ノ興業或ハ旧業再
 興スルキハ第二十六條ニ隨テ其旨代官ニ
 届出テ代官所ニ於テ其定規金經費金ノ高
 ニ因リテ反ニ税額ヲ定メ而シテ其次ノ計
 算期限ヨリ之ヲ取立ヘシ
 計算期限ノ年末ニ至リ代官相違ノ上調役
 人ニ於テ一週年間新ニ興業ノ届調ヘ濟メ
 上其税ヲ定ムヘシ此ノ調ヘ方其他ノ方法
 ハ第三十四條ヨリ第五十四條迄ノ規則ニ
 隨テ之ヲ處置スヘシ

若シ新税ノ届調へ済ム上定メタル税額最
キニ代官ニ於テ仮ニ定メタル税ノ高ヨリ
多クナルコトアレハ其不足ノ分ヲ追収シ若
シ少キハ其過上ノ分ヲ返付スヘシ

第五十九條

内政官ハ期限ヲ以テ其支配中新ニ興業ノ
税ヲ収ムヘキモノ名前書ヲ代官ニ通知ス
ル

第六十條

三年ノ期限内ハ此ノ調役ニ於テ之ヲ勤メ

三年目毎ニ新ニ調役ヲ人撰スヘシ若此期
限中死亡或ハ廢業ノコトアレハ其時ハ代人
ヲ撰擧スヘシ

は

税ノ調へ方ニ就キタル費用ノ事

第六十一條

税ノ願届ハ渾テ無入費無税ノ捌ヲナスヘ
シ

第六十二條

調役ノ旅行ノ入費或ハ相當ノ手當金ヲ政

府ヨリ支給スヘシ
右費用ノ外據ナキ分ノ費用ハ一切政府ヨ
リ之ヲ支給スヘシ

第六十三條

許願ノ一若シ否ト決スルキハ夫レニ就ク
ル費用ハ其モノヨリ之ヲ償フヘシ此ノ高
ハ大藏省ニ於テ決定スルモノナリ許願ヲ
ナスニ就テ自己ノ失費アル分ハ政府ヨリ
之ヲ支給スルヲナカルヘシ

第三章

高工税取立ノ事

第六十四條

此ノ高工税ノ取立方ハ追テ其期限ト場所
トヲ定メテ之ヲ取立ヘシ

第六十五條

高工ノ業ヲ営ム會社等ノ税ハ相對シ其社
中ニ分賦スルヲ妨ケナシトス
此ノ税高三年ノ間ハ仮令其業ノ盛衰アル
ト虽モ之ヲ増減スルヲナカルヘシ
此ノ税ニ會社ニ於テハ必ス収税ノ責ニ任

スベシ

末章

第六十六條

此ノ商工稅改正法ハ千八百五十五年ヨリ
同六年迄ノ計算期限ヲ以テ之ヲ國中一般
ニ施行スルモノナリ

千八百十四年四月十五日決定シタル商工
稅改正ノ法ヲ廢止ス

第六十七條

「パールズ」縣ニ於テハ千八百二十年四月

十四日決定シタル「ライン」川郡商工稅ノ法
ヲ廢止ス

但此ノ法中左ノ條件ハ商工業免許上ノ
「并」自由營業ノ「ニ」關係アルヨリ之
ヲ之ヲ保存スヘシ

イ 免許願ノ「免」
免許ヲ受ケテ營業ノ「免」
許ヲ權利ノ「免」

則チ第十條第十二條ノ一段第十三
條ヨリ第十六條迄第三十條ヨリ第
三十六條迄第三十九條ヨリ第四十
三條迄ハ渾テ之ヲ行フモノナリ

大藏省

口 税 増減ノコトハ税ヲ収ムルモノヨ

リ其町村役人エ届出ヘシ

ハ 新規興業ノコト或ハ増税ヲナスヘキ

程ニ變易スルコトハ仮令其差圖ナシ

ト虽モ必ズ此ノ第二十六條ノ規則ニ

隨テ届出ヘシ若シ違背シタルモノ

ハ科料トシテ其税ノ三倍ヲ取立ヘ

シ

ニ 渾テ此ノ商工税法ニ違背シタルモノ

ハ裁判ハ「アールス」縣ノ内政裁

判役ニ於テ之ヲ行フヘシ科料金ハ

第四十七條ノ通り其土地窮民救恤

ノ用ニ供ス

第六十八條

「ウ」ン「テ」ル「フ」ラ「ン」ク「ン」并ニ「ア」シ「エ」フ「エ」ン「ブ

ル「グ」ノ領地ニ於テハ此ノ商工税施行ノ期

限千八百四十三年決定シタル永久ルスチ

カール税トミニカール税家税并其土地限

高工税及ヒ收入税ト一日之ヲ施行スヘキ

モノナリ

千八百五十六年七月一日「ミンセン」都ニ於テ詔命アリ

別紙第二高工業税則表

目錄

イ 器械或ハ自カヲ以テ營業スル職人 第一番ヨリ第三百二十五番迄

ロ 高業即チ

一 巨高 両替屋 巨高類似ノ營業

業 第三百二十六番ヨリ第三百四十二番迄

二 名称ノ定リタル品物ヲ以テ營業スル小高

第三百四十三番ヨリ第五百八番迄

三 損料屋 第五百九番ヨリ第五百七番迄

四 貿易ニ関係スル商賣

八 運漕取扱所貸シ車屋、船屋、鑛道、船大工、道普請請引人、

第五百三番ヨリ第五百四十三番迄

ニ 酒屋、旅籠屋、 第五百四十四番ヨリ第五百六番迄

ホ 製造所即チ

織物屋 第五百六番ヨリ第五百七十七番迄

金物製造所 第五百七十八番ヨリ第六百番迄

各種ノ製造所 第六百ヨリ第六百七十七番迄

車屋 第五百八番ヨリ第五百九番迄

ハ 麦酒釀造所、焼酎釀造所、

第六百七番ヨリ第六百七十三番迄

第一商工税ノ段階表

税區	税ノ高	同斷	同斷	同斷
イ 千人ノ住	圓 錢	圓 錢	圓 錢	圓 錢
ロ 千人ヨリ 四千人迄	一十三錢 _{三厘三三三}	十九錢九九八	二十九錢九九七	四十錢
ハ 四千人ヨリ 二万人迄	二十六錢 _{六厘六六四}	四十錢	五十九錢九九八	八十錢
ニ	四十錢	九十九錢九九八	八十九錢九九九	一四十二錢
三	五十三錢 _{三三三三三}	八十錢	一四十二錢	一四十六錢
四	二十六錢 _{六六六四}	九十九錢九九八	一四十九錢九九七	一四
五				

大藏省

稅區	稅ノ高	同斷	同斷	同斷
1 千人ノ住	圓 錢	口 千人ヨリ 四千人迄	八 千人ヨリ 二万人迄	二 二万人以上
六 八十 錢	圓 錢	一 圓 二十 錢	一 圓 五十九 錢 九九 八	二 圓 四十 錢
七 一 圓 〇 六 厘 六 六 四	圓 錢	一 圓 六十 錢	二 圓 四十 錢	三 圓 二十 錢
八 一 圓 三 十三 錢 三 三 三 二	圓 錢	二 圓	二 圓 九 十九 錢 九九 八	四 圓
九 一 圓 六十 錢	圓 錢	二 圓 四十 錢	三 圓 六十 錢	四 圓 八十 錢
十 二 圓 十三 錢 三 三 三 二	圓 錢	三 圓 二十 錢	四 圓 八十 錢	六 圓 四十 錢
十一 二 圓 六 十六 錢 六 六 六 四	圓 錢	四 圓	六 圓	八 圓
十二 四 圓	圓 錢	六 圓	八 圓 九 十九 錢 九九 八	十二 圓

十三 五 圓 三 十 錢 三 三 三 二	八 圓	十二 圓	十二 圓
十四 六 圓 六 十六 錢 六 六 六 四	十 圓	十四 圓 九 十九 錢 九九 八	二十 圓
十五 八 圓	十二 圓	十八 圓	二十四 圓
十六 十 圓 六 十六 錢 六 六 六 四	十六 圓	二十 圓	三十二 圓
十七 十三 圓 三 十三 錢 三 三 三 二	二十 圓	三十 圓	四十 圓
十八 十六 圓	二十四 圓	三十六 圓	四十八 圓
十九 十九 圓 六 十六 錢 六 六 六 四	二十八 圓	四十二 圓	五十六 圓
二十 二十二 圓 三 十三 錢 三 三 三 二	三十二 圓	四十八 圓	六十四 圓
廿一 二十四 圓	三十六 圓	五十四 圓	七十二 圓
廿二 二十六 圓 六 十六 錢 六 六 六 四	四十 圓	六十 圓	八十 圓

二十九	百六十四錢六六四	百六十四	二百四十	三百二十	圓錢	一 千人以上	稅區 稅、高
廿八	百二十四	百二十四	二百四十	三百二十	圓錢	口 千人以上	同 斷
廿七	百二十四	百二十四	二百四十	三百二十	圓錢	ハ 千人以上	同 斷
廿六	百二十四	百二十四	二百四十	三百二十	圓錢	ニ 千人以上	同 斷
廿五	百二十四	百二十四	二百四十	三百二十	圓錢		
廿四	百二十四	百二十四	二百四十	三百二十	圓錢		
廿三	百二十四	百二十四	二百四十	三百二十	圓錢		

三十	百三十三錢三三二	二百四十	三百四十	四百四十	圓錢		
三十一	二百四十	三百四十	四百四十	五百四十	圓錢		
三十二	二百六十六錢六六四	四百四十	五百四十	六百四十	圓錢		
三十三	二百六十六錢六六四	五百四十	六百四十	七百四十	圓錢		

人數ニ關係セシテ稅ヲ積ルルハ二印ノ部ニ入ルヘシ

第一高工税ノ段階表

税區	税ノ高	同	斷	同	斷	同	斷
一	二十、クライツル、 ガルテン、クライツル	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン
二	四十、クライツル、 ガルテン、クライツル	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン
三	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン
四	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン
五	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン	一、 ガルテン

イ 千人ノ住
ロ 千人ヨリ四千人迄
ハ 四千人ヨリ二万人迄
ニ 二万人以上

大蔵省

大蔵省

税區	税	高	同	斷	同	斷	同	斷
	イ	千人ノ住	ロ	千人ヨリ四千人迄	ハ	四千人ヨリ二万人迄	ニ	二万人以上
クルテン、クライツル、	クルテン、クライツル、	クルテン、クライツル、	クルテン、クライツル、	クルテン、クライツル、	クルテン、クライツル、	クルテン、クライツル、	クルテン、クライツル、	クルテン、クライツル、
六	二、グルテン、	三、グルテン、	四、グルテン、	四、グルテン、	六、グルテン、	四、グルテン、	六、グルテン、	六、グルテン、
七	二、グルテン、四十クライツル、	四、グルテン、	四、グルテン、	六、グルテン、	六、グルテン、	六、グルテン、	八、グルテン、	八、グルテン、
八	三、グルテン、二十クライツル、	五、グルテン、	七、グルテン、三十クライツル、	七、グルテン、三十クライツル、	七、グルテン、三十クライツル、	七、グルテン、三十クライツル、	十、グルテン、	十、グルテン、
九	四、グルテン、	六、グルテン、	九、グルテン、	九、グルテン、	九、グルテン、	九、グルテン、	十二、グルテン、	十二、グルテン、
十	五、グルテン、二十クライツル、	八、グルテン、	十二、グルテン、	十二、グルテン、	十二、グルテン、	十二、グルテン、	十六、グルテン、	十六、グルテン、
十一	六、グルテン、四十クライツル、	十、グルテン、	十五、グルテン、	十五、グルテン、	十五、グルテン、	十五、グルテン、	二十、グルテン、	二十、グルテン、
十二	十、グルテン、	十五、グルテン、	二十、グルテン、	二十、グルテン、	二十、グルテン、	二十、グルテン、	三十、グルテン、	三十、グルテン、

十三	十三、グルテン、二十クライツル、	二十、グルテン、	三十、グルテン、	四十、グルテン、
十四	十六、グルテン、四十クライツル、	二十五、グルテン、	三十七、グルテン、三十クライツル、	五十、グルテン、
十五	二十、グルテン、	三十、グルテン、	四十五、グルテン、	六十、グルテン、
十六	二十、グルテン、四十クライツル、	四十、グルテン、	六十、グルテン、	八十、グルテン、
十七	三十三、グルテン、二十クライツル、	五十、グルテン、	七十五、グルテン、	百、グルテン、
十八	四十、グルテン、	六十、グルテン、	九十、グルテン、	百二十、グルテン、
十九	四十六、グルテン、四十クライツル、	七十、グルテン、	百五、グルテン、	百四十、グルテン、
二十	五十三、グルテン、二十クライツル、	八十、グルテン、	百二十、グルテン、	百六十、グルテン、
廿一	六十七、グルテン、	九十、グルテン、	百三十五、グルテン、	百八十、グルテン、
廿二	六十六、グルテン、四十クライツル、	百、グルテン、	百五十五、グルテン、	三百、グルテン、

税區 税ノ高 同 斷 同 斷 同 斷

イ	千人ノ住	イ	千人ヨリ四百人迄	ハ	四百人ヨリ二千人迄	ニ	二千人以上
廿九	二百六十クルデン、 四クライツル	廿八	二百クルデン、	廿七	百六十クルデン、 四クライツル	廿六	百三十クルデン、 二クライツル
廿五	百六十クルデン、 四クライツル	廿四	百クルデン、	廿三	八十三クルデン、 二クライツル	廿二	六百六十クルデン、 四クライツル
廿一	五百クルデン、	廿	四百クルデン、	十九	三百三十クルデン、 二クライツル	十八	二百六十クルデン、 四クライツル
十七	七百五十クルデン、	十六	七百クルデン、	十五	六百クルデン、	十四	五百クルデン、
十三	千五百クルデン、	十二	千クルデン、	十一	千五百クルデン、	十	千クルデン、
九	千五百クルデン、	八	千五百クルデン、	七	千五百クルデン、	六	千五百クルデン、
五	千五百クルデン、	四	千五百クルデン、	三	千五百クルデン、	二	千五百クルデン、
一	千五百クルデン、	〇	千五百クルデン、				

人数ニ関係セスシテ税ヲ積ルルハ二印ノ部ニ入ルヘシ

三十	三百三十クルデン、 二クライツル	廿九	二百六十クルデン、 四クライツル
廿八	二百クルデン、	廿七	百六十クルデン、 四クライツル
廿六	百三十クルデン、 二クライツル	廿五	百六十クルデン、 四クライツル
廿四	百クルデン、	廿三	八十三クルデン、 二クライツル
廿二	六百六十クルデン、 四クライツル	廿一	五百クルデン、
二十	四百クルデン、	十九	三百三十クルデン、 二クライツル
十八	二百六十クルデン、 四クライツル	十七	七百五十クルデン、
十六	七百クルデン、	十五	六百クルデン、
十四	五百クルデン、	十三	千五百クルデン、
十二	千クルデン、	十一	千五百クルデン、
十	千五百クルデン、	九	千五百クルデン、
八	千五百クルデン、	七	千五百クルデン、
六	千五百クルデン、	五	千五百クルデン、
四	千五百クルデン、	三	千五百クルデン、
二	千五百クルデン、	〇	千五百クルデン、

第二 高 工業 税 則 表

七	六	五	四	三	二	一	歸	十
髮刈職	パン焼爐ノ煉瓦石製造師	パン焼爐製造師	獸腸ニ物ヲ填ノル職	醫業ニテ賣藥ヲ兼ヌル者	製藥師	蠟石師	商工業ノ名称	イ器械或ハ自カヲ以テ營業スル職人
四	一	三	一	七	十	二	定規金	以テ營業スル職人
一番ノ如シ	一區ヨリ五區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	一區ヨリ三區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	一番ノ如シ	一區ヨリ十區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	一區ヨリ二十區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	職人一人ノ片ハ定規金稅ノ半額ヲ此稅トス一人以上ハ一人毎ニ全額ヲ取ル	經費金ノ積	心得

大 職 省

大 新 省

十五	骨細工師	二	□
十六	骨炭焼キ職	一	□
十七	箒造リ職	一	□
十八	鳥羽ニテ細エスル者	二	□
十九	袋物師	三	□
二十	錦繪版摺職	三	□
二十一	偶像師	三	□
二十二	織物見本柿ミ造リ職	二	□
二十三	吹筒製造職	二	□
二十四	布晒職	四	□

八	湯屋	四	湯坪六坪迄ハ無税以上ハ一坪ニ付定規金税四分ノ一ヲ此税トス
九	湯屋ニテ割烹ヲ兼ヌル者	四	温泉ハ一坪ヲ以テ二坪ニ當テ水練游キ場十ラハ一ヶ所ヲ以テ六坪ニ當ツ
十	湯ノ分	四	八番ノ如シ
十一	割烹ノ分	二	一番ノ如シ
十二	パン焼職	六	□
十三	無店ノパン焼職	三	□
十四	網帶ヲ造ル職	三	□
十五	組ミ紐職	一	□
十六	普請ノ棟梁	九	□

湯坪六坪迄ハ無税以上ハ一坪ニ付定規金税四分ノ一ヲ此税トス
 温泉ハ一坪ヲ以テ二坪ニ當テ水練游キ場十ラハ一ヶ所ヲ以テ六坪ニ當ツ

新

三十五	鉄砲ノ臺師	三	□
三十六	筆刷毛師	三	□
三十七	木根製ノ刷毛師	一	□
三十八	木馬師	三	□
三十九	舎窓師	五	□
四十	檀古 ^カ 聿ニテ香煎ヲ製スル者	四	□
四十一	炭烟 ^カ 師職	二	□
四十二	金物 ^カ 鑄師	三	□
四十三	コンポ ^カ シ ^カ ン製造職	二	□
四十四	石尾ノ屋根葺師	三	手代一人ニ付テ定規金税ノ三分一ヲ此税トス

二十五	鉛細工職	二	一番ノ如シ
二十六	避雷針製造職	四	□
二十七	作 ^カ リ花師	二	□
二十八	紙入 ^カ レ仕立職	一	□
二十九	目鏡師	三	□
三十	目鏡ノ臺師	二	□
三十一	井戸縁糸ポンプ製造職	三	□
三十二	本綴 ^カ 師職	四	□
三十三	版摺 ^カ 職	四	一區ヨリ二十七區ノ間ニ入レ此税ヲ定ム
三十四	鉄砲師	四	一番ノ如シ

大 蔵 省

六十四	六十三	六十二	六十一	六十	五十九	五十八	五十七	五十六	五十五
菓物砂糖漬職	髻職	仕立職	箔打職	焚火師	鑪師	鷲筆師	蒲團勝ノ羽根師	帽子師ノ羽根師	琉黄製造職
二	三	三	一	二	三	一	三	三	二
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

五十四	五十三	五十二	五十一	五十	四十九	四十八	四十七	四十六	四十五
繪具師	皮染職	染物職	酢釀造師	七寶製造師	轆轤師	小指シ物師	蒸溜器ヲ以テ舎密ヲナス者	「テカトウレン」製造職	蒲團「フランクス」製造職
三	二	四	三	三	三	三	三	三	三
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

一番ノ如シ

大
職
省

大
職
省

八十三	八十二	八十一	八十	七十九	七十八	七十七	七十六	七十五
金打延へ師	金銀打延へ師	金銀線製造職	金銀細工師	金銀細工師	鎮銚銅ノ半鐘鑄立職	硝子并ニ鏡磨キ職 <small>但器械ヲ用ヒタル者</small>	硝子製造職	持紙職
三	二	六	五	七	三	三	三	二
□	□	□	□	□	□	□	□	□

人員ニ
関セス

六十四	六十三	六十二	六十一	七十	六十九	六十八	六十七	六十六	六十五
石灰職	唐箕師	「ラネ」織師	飾職	白革師	紅革師	月琴師	植木職	肉火師	鞞師
三	二	三	四	四	七	三	三	一	三
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

一番ノ如シ

大新

九十三	樹脂燒キ師	一	□
九十四	「ヘッケル」製造職	二	□
九十五	糟蒸シ職	四	□
九十六	下駄職	一	□
九十七	木ノ器械師	二	□
九十八	角ノ粉ヲ以テ釘等ヲ造ル職	一	□
九十九	股引仕立職	三	□
百	「スボン」釣リ職	二	□
百一	帽子職	四	□
百二	帽子ノ飾職	三	□

八十三	口銀打延ヘ師	二	一番ノ如シ
八十四	金銀織物師	一	□
八十五	金銀縫物師	二	職人一人ニ付定規金税ノ半額ヲ此税トス
八十六	金縁製造師	三	一番ノ如シ
八十七	金砂淘師	一	□
八十八	印刺師	四	□
八十九	帶師	四	□
九十	毛織職	二	□
九十一	「ハイン」結ヒ職	一	□
九十二	手套師	二	□

九
新
省

百十三	衣類ノ埃掃ヒ職	二	□
百十二	同絲卷師	二	□
百十一	同釘打立職	二	□
百十	樂器師	四	□
百九	燒キ續キ師	一	□
百八	同出稼キノ者	四	□
百七	鑄掛ケ師	一	□
百六	形付ケ職	三	□
百五	蕎麥ヲ製スル職	二	□
百四	紙牌ヲ製スル職	四	□

百十三	熊手師	二	□
百十二	カピセルノ石ヲ造ル職	二	□
百十	櫛師	三	一番ノ如シ
百九	烟筒掃除人	五	一區ヨリ十六區ノ間ニ入レ此 稅ヲ定ム
百八	石灰焼キ師	二	□
百七	「コヒ」ニ代ル香煎ヲ製スル職	二	□
百六	玉ヲ金ニ嵌ミ指環等ニ造ル職	五	□
百五	医術機械師	四	□
百四	樂器ノ種類ヲ造ル職	四	□
百三	帽子ノ形師	二	一番ノ如シ

大
藏
省

大
藏
省

百廿三	百廿二	百廿一	百廿	百廿九	百廿八	百廿七	百廿六	百廿五	百廿四	百廿三
菓子ノ種類ヲ製スル職	菓子ノ種類ヲ製スル職	墨製シ職	漆作リ職	「クトル」製造職	乗車師	銅版師	馬車ノ馬具師	菓子職	革細工職	襟飾師
五	一	四	二	三	四	三	三	四	三	三
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

百廿二	百廿一	百廿	百廿九	百廿八	百廿七	百廿六	百廿五	百廿四	百廿三
秣ヲ刈ル者	藍製造師	「ケラニス」結ヒ職	看病人	「ロセット」製造職	籠職	炭焼キ職	鈕釦師	骨ノ粉ニテ細ニスル者	「フリッキ」細工師
一	六	一	一	二	二	一	三	三	四
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

一番ノ如シ

大新書

百五十三	百五十四	百五十五	百五十六	百五十七	百五十八	百五十九	百六十	百六十一	百六十二
ロウデレル製造職	尺度師	麥芽ヲ作ル職	ベッキ職	陶器硝子ノ繪師	油画ノ下地ノカヲ製スル職	マン製造職	蒲團師	左官	鳥籠鼠捕リヲ造ル者
三	二	三	二	三	二	四	三	三	一
□	□	□	□	□	□	□	□	此職一人毎ニ定規金税ノ半額ヲ此稅トス	一番ノ如シ

百五十三	百五十四	百五十五	百五十六	百五十七	百五十八	百五十九	百六十	百六十一	百六十二
革ヲ製スル職	革細工種類製造職	革ノ模様ヲ付ル職	膠ヲ製スル職	木縁ヲ作ル職	紙ノ罫ヲ引ク職	リキウ酒醸造職	石版摺職	石版磨キ職	ヒヲ造ル職
七	三	二	二	一	二	四	三	二	二
一番ノ如シ	□	□	□	□	□	□	□	□	□

大 務 省

百六十三	諸機械師	四	一番ノ如シ
百六十四	活字鑄師	三	□
百六十五	輓轡ヲ以テ金物細工スル者	三	□
百六十六	金物ノ模様鑄師	三	□
百六十七	鍛冶職	二	□
百六十八	金ヲ断ル職	二	□
百六十九	麥酒ヲ製スル職	三	□
百七十	獸類ヲ屠ル者 イ老獸幼獸或ハ豚ヲ屠ル者	五	一區ヨリ十九區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ムルハ其年々ノ屠獸高ヨリ取ル屠牛ノ數二十迄ハ無稅二十以上ハ一足毎ニ六グライツル

人員ニ
關セス

百七十一	獸類ヲ屠ル者 <small>但シ店ヲ開キ販賣セラル者</small>	二	一番ノ如シ
百七十二	調理職	八	□
百七十三	獸肉ノ蒲鉾ヲ製スル者	四	□
百七十四	馬ヲ殺ス者	三	□
百七十五	榻ヲ掃除スル者	二	□
百七十六	牛酪ヲ製スル職	一	乳牛二足迄ハ無稅以上一足毎ニ定規金稅ノ半額ヲ稅トス
百七十七	木製雛形師	二	一番ノ如シ
百七十八	モルテン製造職	二	□

百九十九	絞油器械師	三	□
百九十	虫目鏡望遠鏡師	四	□
百九十一	寺院樂器師	四	□
百九十二	上靴師	二	□
百九十三	紙細工職	三	□
百九十四	金銀紙模様紙ヲ以テ細工スル職	三	□
百九十五	厚紙ヲ張立職	二	□
百九十六	紙箱職	一	□
百九十七	石鹼香水製シ職	四	□
百九十八	珠数師	一	□

百九十九	「モスト」製造職	二	一番ノ如シ
百八十	水車器械師	三	□
百八十一	帽子職 <small>但シ販賣スル者</small>	三	□
百八十二	行燈職	二	□
百八十三	釘職	三	□
百八十四	仕立下職 婦人	一	□
百八十五	「ネストレル」製造職	三	一番ノ如シ
百八十六	素麵ヲ製スル職	二	□
百八十七	「コフラーテジ」製造職	二	□
百八十八	火鉢師	三	□

女ノ手代アラバ一人毎ニ定規金稅ノ半額ヲ此稅トス

大藏省

二百九	機関師	一	□
二百八	鈴師	二	□
二百七	板石切リ職	一	□
二百六	板石ニテ臺ヲ造ル職	一	□
二百五	家根板職	一	□
二百四	鋏小刀研師	一	□
二百三	雪車造リ職	二	□
二百二	鎖鑰師	四	□
二百一	鉄蹄鍛冶 <small>其外鹿物ヲ作ル</small>	五	□
二百〇	小細工鍛冶	三	□

二百九	馬尾ニテ帽子ノ飾ヲ作ル職	三	一番ノ如シ
二百八	袋職	一	□
二百七	セクレル製造職	三	□
二百六	鋸目立テ職	一	□
二百五	鳴物ノ糸職	二	□
二百四	硝石製シ職	二	□
二百三	馬具ノ心製造職	四	□
二百二	革鞍師	四	□
二百一	箱師	一	□
二百〇	桶師	三	□

大藏省

二百八	二百八	二百九	二百九	二百九	二百九	二百九	二百九	二百九	二百九
茅葺家根職	葦笠師	同晒シ職	葦細工職	墨其外葦細工職	椅子職	椅子ノ網ヲ織ル職	左官類ノ職	真烟州刺職	同卷キ職
一	二	一	二	一	二	一	三	三	三
一番ノ如シ	□	□	□	□	□	□	□	□	□

二百七	二百七	二百八	二百八	二百八	二百八	二百八	二百八	二百八	二百八	二百八	二百八	二百八
石ヲ碎キ粉ニスル職	石焼キ職	石工	石磨キ職	玉匠	石碑匠	木釘師	杖師	剃刀研器械師	莫大小製シ職			
二	二	四	二	三	一	二	二	二	一	二	二	二
一番ノ如シ	□	□	一番ノ如シ	□	□	□	□	□	□	□	□	□

手代一人毎ニ定規金税ノ半額ヲ
此税トス

手代一人毎ニ定規金税ノ半額ヲ
此税トス

大藏省

三百八	時計師	四	□
三百九	木縁時計師	三	□
三百十	時計ノ文字板並ニ蓋ヲ作ル職	三	□
三百一	金銀鍍金師	四	□
三百二	豚ノ糞ヲ糞リ蓄養スル者	二	□
三百三	幃帳師	二	□
三百四	蠟燭鑄造師	七	□
三百五	蠟像師	二	□
三百六	洗濯熨斗職	二	□
三百七	馬車ノ「ケレナセ」製造職	一	□

手代一人毎ニ定規全税ノ半額ヲ此税トス

一番ノ如シ

三百九	唐紙師	一	□
三百九	掃除人	一	□
三百	椅子ノ蒲團師	四	□
三百一	革ノ提ケ箱師	四	□
三百二	「インキ」製造職	一	□
三百三	陶器師	三	□
三百四	羅紗織職	三	□
三百五	羅紗仕上ケ職	三	□
三百六	羅紗ノ毛ヲ削ル職	三	□
三百七	羅紗ヲ剝ル職	三	□

九種省

三百十	荷車ノ油製シ職	三	一番ノ如シ
三百九	山野ノ草ノ種ヲ採ル職	二	〇
三百八	毛氈ヲ漉ク職	二	〇
三百七	水風呂師 <small>桶</small>	二	〇
三百六	皮剥キ職	四	經費金一區ヨリ十區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム
三百五	綿製シ職	二	一番ノ如シ
三百四	木綿織職 <small>但シ羅紗。麻。足袋ヲ魚織ル者</small>	一	此職給金ヲ取リ職物ノ上ニ而シテ下ニ店ヲ開キ其品ヲ賣ルル者手代ノ數後テ區士區ノ間ニ入レ其稅ヲ定ム
三百三	絹織職	二	三百二十番ノ如シ
三百二	白草細工職	二	一番ノ如シ
三百一	銀色上ケ職	二	〇

三百二	靴墨製シ職	一	〇
三百一	車造リ職	三	〇
三百〇	羊毛晒シ職	二	〇
二百九	羅紗靴師	一	〇
二百八	家作大工船大工	三	手代一人毎ニ定規金稅ノ半額ヲ此稅トス
二百七	亞鉛職	三	一番ノ如シ
二百六	砂糖漬職	五	〇
二百五	祭火奴火祭製シ職	一	〇

三百三 十六	三百三 十七	三百三 十八	三百三 十九	三百四 十	三百四 十一	三百三 十二	三百三 十三	三百三 十四	三百三 十五	三百三 十六	三百三 十七	三百三 十八	三百三 十九	三百四 十	三百四 十一
口ノ一巨商兩替屋巨商類似ノ營業	口ノ一巨商兩替屋巨商類似ノ營業	口ノ一巨商兩替屋巨商類似ノ營業	口ノ一巨商兩替屋巨商類似ノ營業	口ノ一巨商兩替屋巨商類似ノ營業	口ノ一巨商兩替屋巨商類似ノ營業	口ノ一巨商兩替屋巨商類似ノ營業	口ノ一巨商兩替屋巨商類似ノ營業	口ノ一巨商兩替屋巨商類似ノ營業	口ノ一巨商兩替屋巨商類似ノ營業	口ノ一巨商兩替屋巨商類似ノ營業	口ノ一巨商兩替屋巨商類似ノ營業	口ノ一巨商兩替屋巨商類似ノ營業	口ノ一巨商兩替屋巨商類似ノ營業	口ノ一巨商兩替屋巨商類似ノ營業	口ノ一巨商兩替屋巨商類似ノ營業
貿易 但シ三百四十三番ヨリ五百八番迄 ノ商業第二十五條印ノ如クナレ ハ此中ニ入ルヘシ	兩替屋 但シ金銀指幣証券ノ取扱	問屋 ノ官許ノ問屋	銀行ノ種類	保險請負所	支店 ノ官許ノ支店	口官許ニ非サル支店									
十一	十六	十三	十七	十七	十二	二									
一區ヨリ二十八區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	一區ヨリ二十八區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	一區ヨリ二十六區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	一區ヨリ三十三區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	一區ヨリ二十六區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	一區ヨリ二十四區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	一區ヨリ十四區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム									
人員ニ 關セズ	人員ニ 關セズ	人員ニ 關セズ	人員ニ 關セズ	人員ニ 關セズ	人員ニ 關セズ	人員ニ 關セズ									

大
蔵
省

大
蔵
省

三百八十五	三百八十四		三百八十三	三百八十二	三百八十一	三百八十	三百七十九	三百七十八	三百七十七
乾物屋	鐵砲屋	口 小家	イ 巨家	五穀并諸産物屋	女ノ髪飾耳飾屋	白 肥養シテ賣ル者	鶏屋 イ 肥養セスシテ賣ル者	絲屋	子供ノ手遊物屋
七	七	三	八		七	五	三	三	七
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
	一番ノ如シ	定ム	一區ヨリ二十區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム						
			人員ニ関セス						

三百六十九	三百六十八	三百六十七	三百六十六	三百六十五	三百六十四	三百六十三	三百六十二	三百六十一	三百六十
麻屋	フレイゲルペンデル屋	獸肉脂屋	絹屋	秣屋 イ 巨商	口 小商	菓物屋 イ 外國ノ菓物	口 自國ノ菓物	ハ 蜜柑 橙	ニ 粟
五	二	六	七	八	三	四	二	三	一
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
一番ノ如シ				一區ヨリ二十區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	一區ヨリ十二區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	一番ノ如シ			
				人員ニ関セス					

四百三	四百四	四百五	四百六	四百七	四百八	四百九	四百十	四百十一	四百十二
ゴロツ屋	小間物屋	个 小間物類針其外ノ品物ヲ賣ル者	口 旅行或ハ田舎住居ノ小間物屋	土屋	佛具屋	額并ニ銅版屋	繪圖屋	絹布小切屋	菓子屋
二	七	三	二	一	十	五	一	四	四
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

一番ノ如シ

四百一	四百二	四百三	四百四	四百五	四百六	四百七	四百八	四百九	四百十	四百十一	四百十二	四百十三
石炭屋	骨屋	古着屋	衣服屋	石灰屋	曆屋	乾酪屋	玉屋	笠屋	口小高			
三	二	二	八	四	二	二	十	五	四			
□	□	□	□	□	□	□	□	□	□			

一番ノ如シ

一區ヨリ十九區ノ間ニ入ル此稅ヲ定ム

一區ヨリ十區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム

水
鐵
省

水
鐵
省

四百五	四百五	四百五	四百五	四百五	四百五	四百五	四百五	四百五	四百五
口 小家	「ホッタ」屋	「ブリスレル」屋	「ワリスレル」并牛酪ヲ魚ネ賣ル商	硝硝屋	傘屋	馬毛屋	艸木ノ種屋	「庭樹」ノ種賣リ商	口 烟物ノ種賣リ商
四	五	七	九	三	七	六	一	三	六
□□	□	□	□	□	□	□	□	□	□

四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	四百四	四百四
油屋	目鏡屋	紙屋ノ類	香水屋	松明屋	毛皮屋	烟管屋	馬屋	諸食物屋	「巨家」
五	七	三	四	二	七	三	五	一	八
□□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
							一區ヨリ十八區ノ間ニ入ル此稅ヲ定		一番ノ如シ

大藏省

大藏省

四百六十八	四百六十九	四百七十	四百七十一	四百七十二	四百七十三	四百七十四	四百七十五	四百七十六	四百七十七
茶子屋	網屋	土砂屋	干物屋ノ類	翫具物屋	「シビツセン」屋	洗濯糊屋	陶器屋 <small>但シ石焼キ上等ノ品</small>	門 <small>但シ樂焼キノ如キ品</small>	石屋
三	三	五	八	五	八	三	五	四	三
□□	□	□	□	□	□	□	□	□	定

一區ヨリ十五區ノ間ニ入レ此統ヲ定ム

大藏省

四百五十八	四百五十九	四百六十	四百六十一	四百六十二	四百六十三	四百六十四	四百六十五	四百六十六	四百六十七
「イトリン」屋	鹽屋	粉鹽屋	馬具屋	織物小賣屋 <small>但シ絹。麻。羅紗。木綿ノ類</small>	文房具屋	門小商	靴屋	石鹼并ニ蠟燭屋	麻并ニ繩屋
三	四	七	六	八	九	三	五	五	三
一番ノ如シ	□	□	□	□	□	□	□	□	□

大藏省

四百九十五	四百九十四	四百九十三	四百九十二	四百九十一		四百九十九	四百九十八	四百九十七
獸類屋	時計屋	羅紗屋	口小家	イ巨家	古道具屋ノ類	艸炭屋	壺屋	鋪物屋
	七	十	四	七		三	四	三
	□	□	□	一番ノ如シ		一區ヨリ十五區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	□	□

大藏省

四百七十六	四百七十五	四百七十四		四百七十三	四百七十二	四百七十一	四百七十	四百六十九	四百六十八
獸脂屋ノ類	口大家	イ小家		烟艸屋	椅子屋	脚踏紐屋	藁細工物屋	藁帽子屋	深藁屋
	六	十	五		二	三	二	三	一
□	□	□	□		□	□	□	□	□
									一番ノ如シ

大藏省

四百九十六	四百九十七	四百九十八	四百九十九	五百	五百一	五百二	五百三
小鳥屋	蠟屋	油紙屋	葡萄酒屋	杏酒李酒并葡萄酒屋	葡萄酒ノ糟屋	砥石屋	靴墨屋
一	五	六	七	七	二	一	一
一區ヨリ二十區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	一區ヨリ十二區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	一番ノ如シ	一番ノ如シ	一區ヨリ十八區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	一番ノ如シ	□	□

大藏省

四百	四百五	四百六	四百七	四百八
獵鳥屋	綿羊ノ毛屋	綿羊ノ毛靴屋	砂糖漬屋	燧火奴火絮屋
四	五	一	二	一
□	一區ヨリ十八區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	一番ノ如シ	□	□

大藏省

口ノ三貸物屋

五百九

糶賣并ニ貸物屋

十一

一區ヨリ二十二區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム

五百十

質屋

イ 免許ヲ受ケ町村ニ開店セルハ

口 私立開店セルハ

十三

町村ニ於テ利益アレハ一區三十區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム
一區ヨリ二十六區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム

五百十一

奉公人口入所

一區ヨリ十四區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム

五百十二

貸席

一番ノ如シ

五百十三

貸樂器屋

樂器二個迄ハ無稅以上ハ一個毎ニ定規金稅ノ半額ヲ此稅トス

五百十四

貸衣服屋

一番ノ如シ

五百十五

貸本屋

四

一區ヨリ十六區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム

大藏省

大藏省

五章六	五章五	五章四	五章三	五章二	五章一	五章十	五章九	五章八	口ノ四貿易ニ解スル商業
材木類改メ人	穀物積リ人	荷物ノ目方量リ人	陸揚ケ器械取扱人	品價積リ人。糶賣人	雜驅役人	右ノ他ノ仲入人	同 但シ小商ノ関スル者	仲入人 但シ兩替屋。船賣買。巨商賣ノ仲立	
二	三	四	六	四	二	八	五	五	
		口	一番ノ如シ	一區ヨリ十二區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	口	口	一區ヨリ十四區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	一區ヨリ二十區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム	
								人員ニ関セス	

五章六	五章七								
男女ノ假面貸屋	貸道具屋								
三	七								
一番ノ如シ	口								

五百五	料理人	四	□
五百五	炊出し	三	□
五百五	吸物屋	三	□
五百五	焼酎或ハ焼酎ノ如キ酒ヲ賣ル所	三	□
五百五	林檎酒梨酒賣取所	四	□
五百五	白麥酒屋	三	□
五百五	廣價ノ旅籠屋	三	□
五百五	玉衝キ所ニテ飲食ナキ家	四	□
五百六	樂人 <small>但シ割烹店又ハ他ニ出テ音 樂ヲ入者</small>	一	□

五百四	麥酒屋	六	一區ヨリ十二區ノ間ニ入レ此稅ヲ積ル 時ハ每年用ユル麥酒ノ高ヲ以テ積リ 三百「アイノ」此迄ハ無稅以上ハ六十「ア イメ」此毎ニ「アル」テ「ヨ」稅トス
五百四	口 同温食物ヲ販賣セサル時ハ	三	一區ヨリ十二區ノ間ニ入レ此稅ヲ積 ル時ハ每年用ユル麥酒ノ平均高ヲ以 テ積リ百五十「アイメ」此迄ハ無稅以上 ハ七十五「アイメ」毎ニ「アル」テ「ヨ」 稅トス村方ヨリ麥酒醸造ノ免許アル 者ハ少ナクモ百五十「アイメ」以下迄 ヲ無稅トス
五百五	ハ「ゴヒ」或ハ「カコ」ヲ飲マサル所		
五百五	イ 食物附ケテ賣ル所	五	一番ノ如シ
五百五	口 食物附ケテ賣ル所	七	同

大
藏
省

大
藏
省

五百七	紐製造所	八	手代職人一人毎ニ定規金税ニ區ノ分 ヲ税トス	人員ニ 關セス
五百七	敷物製造所	八	同	同
五百七	絹絲製造所	八	同	同
五百七	足袋製造所	八	手代職人一人毎ニ定規金税一區ノ分 ヲ税トス	同
五百七	シビッセン細工所	八	手代職人一人毎ニ定規金税二區ノ分 ヲ税トス	同
五百七	織物晒し所	七	手代職人一人毎ニ定規金税二區ノ分 ヲ税トス	同
五百七	羅紗仕上り所	八	手代一人毎ニ定規金税ノ二區ノ分 ヲ税トス	同
五百七	漆物所	八	同	同
五百七	模様版押し場	八	同	同
五百七	鉄製造場			

五百六	イ 鉄製し所	五	手代一人毎ニ定規金税ノ一區ヨリ二 十八區ノ間ニ入レ此税ヲ定ムルキハ 一年平均シテ千「センナネール」迄ハ無 税以上ハ五百「センナネール」毎ニ分 ルデシヲ税トス	
五百七	口 鉄器鑄造所	三	職人手代一人毎ニ定規金税ノ三區 ヲ税トス	同
五百七	鋌製造所	三	手代職人一人毎ニ定規金税ノ二區 ヲ税トス	同
五百八	クラッセン製造所	三	同	同
五百八	針製し所	八	同	
五百八	鉄物 ブリッキ類製造所 其外ノ品	三	手代職人一人毎ニ定規金税ノ三區 ヲ税トス	
五百八	ブリッキ巻ク所	八	同	
五百八	鋼鉄製造所	五	同	

五百八	鋼鉄細工町 但シペン	五	手代職人一人毎ニ定規金税ノ二區ヲ 税トス	人員ニ 関セス
五百八	銅製造場	九	手代職人一人毎ニ定規金税ノ三區ヲ 税トス	同
五百八	鎮銚製造場	八	同	同
五百八	鉛ノ切リ彈丸製造場	五	手代職人一人毎ニ定規金税ノ二區ヲ 税トス	同
五百八	礦物製シ町 <small>但シ錫。鉛。水銀。礬石。硝子 千モリ。枯苔。硝磺。硫黄</small>	五	手代職人一人毎ニ定規金税ノ三區ヲ 税トス	同
五百九	鑄製シ町	八	手代職人一人毎ニ定規金税ノ二區ヲ 税トス	同
五百九	機械。醫術機械。目鏡製造町	十	同	同
五百九	硝子製シ町	五	同	同
五百九	硝子磨キ町	四	手代職人一人毎ニ定規金税ノ一區ヲ 税トス	同
五百九	硝子鏡製造町并鏡製造町	四	同	同

五百九	陶器製造町	五	手代職人一人毎ニ定規金税二區ノ分 ヲ税トス	
五百九	舍窓ヲ以テ藥或ハ高賣品ヲ製スル町 <small>繪具香水。コヒルノ代ニナル品ヲ製スル 町ノ如キ此表中ニ載スルニ足ラス</small>	八	一區ヨリ三十區ノ間ニ入レ此税ヲ定 ム	
五百九	乾酪製シ町他ヨリ乳ヲ買ヒ販賣スルキハ	四	手代職人一人毎ニ定規金税二區ノ分 ヲ税トス	
五百九	「ボッター」製町	四	同	
五百九	イ 本業ノ時ハ	四	同	
五百九	口 内職或ハ一時營業ノ時ハ	一	手代職人一人毎ニ定規金税一區ノ分 ヲ税トス	
五百九	石灰焼キ場	五	手代職人一人毎ニ定規金税二區ノ分 ヲ税トス	
五百九	煉化石製造場	三	一區ヨリ二十區ノ間ニ入レ此税ヲ 積ル時ハ一ヶ年平均シテ五方迄ハ無 税以上ハ一方五千毎ニ一「アル」デニラ 税トス	

六百九	鳴物ノ絲製造所	五	手代職人一人毎ニ定規金 ^税 二區ノ分ヲ 税トス
六百十	蒸溜器製造所	七	手代職人一人毎ニ定規金 ^税 三區ノ分 ヲ税トス
六百十一	箱製造所	七	手代職人一人毎ニ定規金 ^税 二區ノ分 ヲ税トス
六百十二	「ドブレ」製造所	七	手代職人一人毎ニ定規金 ^税 三區ノ分 ヲ税トス
六百十三	酢醸造所	七	同
六百十四	印標製造所	八	手代職人一人毎ニ定規金 ^税 二區ノ分 ヲ税トス
六百十五	皮袋製造所	七	同
六百十六	鴛筆製造所	三	同
六百十七	鯨骨細工所	五	一區ヨリ二十七區ノ間ニ入レ此 ^税 ヲ 定ム
六百十八	金銀箔製造所	五	手代職人一人毎ニ定規金 ^税 二區ノ分 ヲ税トス

六百	爹 ^{テール} 見製所	五	手代職人一人毎ニ定規金 ^税 二區ノ分ヲ 税トス
六百一	尾斯ヲ作ル所	十	一區ヨリ二十七區ノ間ニ入レ此 ^税 ヲ 定ム尤モ尾斯ノ出来高一ヶ年平均シ 例方ノ ^{テール} 千五百迄ハ無 ^税 以上ハ 千 ^{テール} 以上毎ニ一 ^{テール} 以上 ^{テール} 以上ノ ^税 トス 百燈迄ハ無 ^税 以上ハ百燈毎ニ定規金 税 ^{三區} ノ分ヲ ^税 トス
六百二	右ノ外ノ物ヲ以テ街巷ニ點燈スル者	八	手代職人一人毎ニ定規金 ^税 二區ノ分 ヲ ^税 トス
六百三	飾リ付ケ物製造所	八	手代職人一人毎ニ定規金 ^税 二區ノ分 ヲ ^税 トス
六百四	石筆製所	五	同
六百五	作り花製造所	五	同
六百六	目鏡ノ輪製造所	八	同
六百七	刷毛製所	八	同
六百八	檀 ^{カウ} 古 ^{カウ} 聿ノ香煎製造所	七	手代職人一人毎ニ定規金 ^税 三區ノ分 ヲ ^税 トス

六百三十八	六百三十七	六百三十六	六百三十五	六百三十四	六百三十三	六百三十二	六百三十一	六百三十	六百二十九	六百二十八
油畫ノ繪具製造所	封シ糊製所	榻其外諸道具製造所	乾麥製所	銅版石版或ハ木版彫刻所	膠製所	塗革細工所	革細工所	菓子製所	蒔繪細工所	
八	三	十	八	八	八	八	十	八	八	
手代職人一人毎ニ定規金税三區ノ分ヲ税トス	同	手代職人一人毎ニ定規金税二區ノ分ヲ税トス	手代職人一人毎ニ定規金税三區ノ分ヲ税トス	同	同	手代職人一人毎ニ定規金税二區ノ分ヲ税トス	同	手代職人一人毎ニ定規金税三區ノ分ヲ税トス	同	

六百二十九	六百二十八	六百二十七	六百二十六	六百二十五	六百二十四	六百二十三	六百二十二	六百二十一	六百二十	六百十九
鐵砲製造所	金銀細工金銀織物所	ゴム製造所	兔毛細工所	「ヘーケル」製造所	手袋製造所	木ヲ銅色ニ塗ル所	紙牌製所	「ピール」テルデル樂器製造所	襟卷製造所	
二	八	八	八	五	八	五	八	十	八	
手代職人一人毎ニ定規金税三區ノ分ヲ税トス	同	同	同	同	手代職人一人毎ニ定規金税二區ノ分ヲ税トス	手代職人一人毎ニ定規金税二區ノ分ヲ税トス	同	同	同	

六百五十八	襖製作所	八	職人一人毎ニ定規金税二區ノ分ヲ税トス
六百五十九	油引キ綿布製所	八	同
六百六十	蠟細工所	八	同
六百六十一	馬車製造所	十	同
六百六十二	山野ノ中	三	同
六百六十三	沸騰酒造リ所	八	一區ヨリ二十二區ノ間ニ入レ此税ヲ定ム
六百六十四	靴磨キ所	八	職人一人毎ニ定規金税二區ノ分ヲ税トス
六百六十五	砂糖製所	八	一區ヨリ二十七區ノ間ニ入レ此税ヲ定ム
六百六十六	蕪ヨリ砂糖ヲ製スル所	十	手代一人毎ニ定規金税三區ノ分ヲ税トス
六百六十七	癸火奴製造所	四	手代一人毎ニ定規金税一區ノ分ヲ税トス

六百六十八	五穀ヲ粉ニシ或ハ引割ル車	一	一區ヨリ十二區ノ間ニ入レ此税ヲ定ム之ヲ積ルニハ其年ノ粉ニシタル五穀ノ高ヲ平均シテ五十「セツ」ニ近ハ無税以上六十「セツ」ニ近ハ六「ク」ライツルヲ税トス引割リタル五穀ノ三「セツ」ニ近ハ粉ノ「セツ」ニ當ツヘシ
	一 水車 獸車 風車		
	口 巨大ノ水車	五	一區ヨリ二十二區ノ間ニ入レ此税ヲ定ム之ヲ積ルニハ其年々粉ニシタル五穀ノ高ヲ平均シテ五十「セツ」ニ近ハ無税以上六十「セツ」ニ近ハ九「ク」ライツルヲ税トス引割リタル五穀ノ三「セツ」ニ近ハ粉ノ「セツ」ニ當ツヘシ
	ハ 機械車極細末ヲ製スル車	十二	一區ヨリ二十九區ノ間ニ入レ此税ヲ定ム之ヲ積ルニハ其年々粉ニシタル五穀ノ高十五「セツ」ニ近ハ二十「ク」ライツルヲ税トス引割リタル五穀ノ三「セツ」ニ近ハ粉ノ「セツ」ニ當ツヘシ

六百六十九

油ヲ製スル車羅紗織リ車木皮ヲ粉ニスル

車石炭ヲ引割ル車木ヲ伐ル車研キ車其他

ノ諸車

イ 獨立ニテ扱フ時ハ

ロ 五穀車ノ傍ニテ是等ノ車ヲ扱フ時ハ

ハ 其時々用ユル時ハ

三

一

一區ヨリ二十二區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム

一區ヨリ十二區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム

一區ヨリ十區ノ間ニ入レ此稅ヲ定ム

諸酒類醸造所

六百七十

麥酒醸造所

イ 獨立ニテ醸造ノ時ハ

五

六百七十一

ロ 自己ノ用ニ醸造スル時ハ

焼酎醸造所

イ 麥酒醸造所ニ於テ傍ヲ醸造スル時ハ

スル時ハ

六百七十二

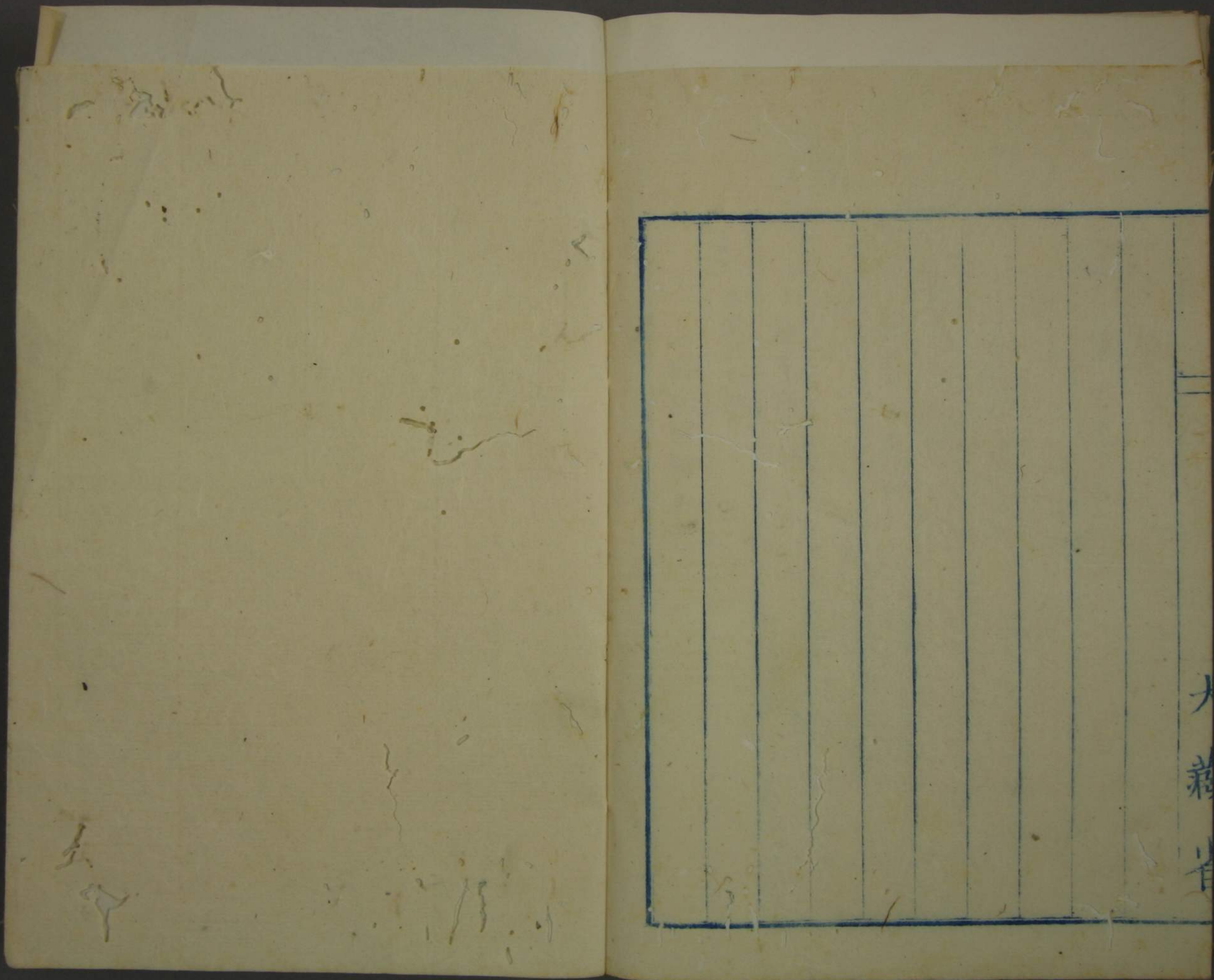
ロ 販賣ノ為メ醸造スル時ハ

三

年々麥芽ノ用ニ高七十五セツフェル迄ハ無稅以上ハ二百二十一セツフェル迄ハ四クライツル其上一ハ一セツフェルニ六クライツルヲ稅トス

三百セツフェル迄ハ無稅以上ハ一セツフェルニ四クライツルヲ稅トス

六百七十



大
新
書

